

○ 介護予防の実施(参酌標準)

(1) 地域支援事業の実施

ア 実施対象者

要支援・要介護状態に陥るおそれのある者（平成20年度以降に高齢者人口の5%（平成18年度・平成19年度については、おおむねその8割～9割）に前年度の当該事業の実施により自立にとどまる者を加えた人数）を対象として地域支援事業を実施

イ 実施効果

平成20年度実施分以降は、地域支援事業を実施した高齢者の20%（平成18年度実施分については12%、平成19年度実施分については16%）について、要支援・要介護状態となることを防止

(2) 新予防給付の実施

ア 実施対象者

要支援者を対象として、新予防給付を実施

イ 実施効果

平成20年度実施分以降は、要支援・要介護1の人数の10%（平成18年度実施分については6%、平成19年度実施分については8%）について、要介護2以上への移行（悪化）を防止

※ 地域包括支援センターの設置の延期を行う場合は設置予定の時期に応じて上記割合を設定する。



○ 要支援及び要介護1の認定者数(介護予防後)

各年度の〔要支援の認定者数(介護予防後) + 要介護1の認定者数(介護予防後)〕

= 各年度の〔要支援の認定者数(自然体) + 要介護1の認定者数(自然体)〕

前年度の地域支援事業の実施によって自立にとどまる見込みの人数

高齢者人口(前年度) × 地域支援事業の対象者割合見込み(前年度)
+ 前々年度までの地域支援事業によって自立にとどまった人数

× 地域支援事業の効果割合見込み(前年度)

前年度の新予防給付の実施によって要支援・要介護1にとどまる見込みの人数

前年度の〔要支援の認定者数(介護予防後) + 要介護1の認定者数(介護予防後)〕

× 新予防給付の効果割合見込み(前年度)

○ 要介護2～5の認定者数(介護予防後)

各年度の要介護2～5の認定者数(介護予防後)

=

各年度の要介護2～5の認定者数(自然体)

前年度の新予防給付の実施によって要支援・要介護1にとどまる見込みの人数

- 前年度の〔要支援の認定者数(介護予防後) + 要介護1の認定者数(介護予防後)〕

× 新予防給付の効果割合見込み(前年度)

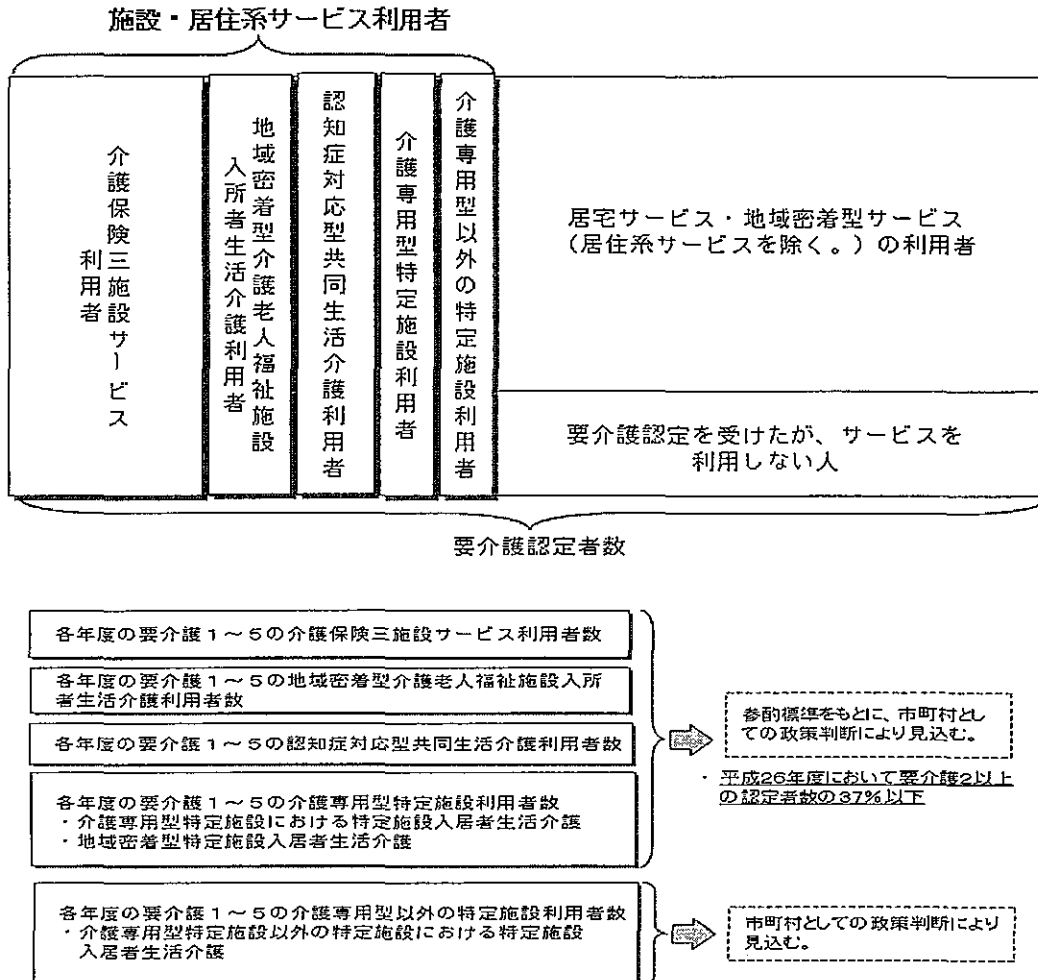
⑤ 要支援2及び要介護1の者の人数の推計

各市町村における要介護認定モデル事業の結果及び地域の実情を勘案して、④で推計した現行の要介護1の者の人数を、要支援2と要介護1の区分にそれぞれ分けて推計する。

II 介護給付に係るサービスの利用者数及びサービス見込み量の推計

1. 施設・居住系サービス利用者数の推計

平成26年度の目標を立てたうえで、平成18～20年度に施設・居住系サービスを利用する人数を要介護度別に推計する。

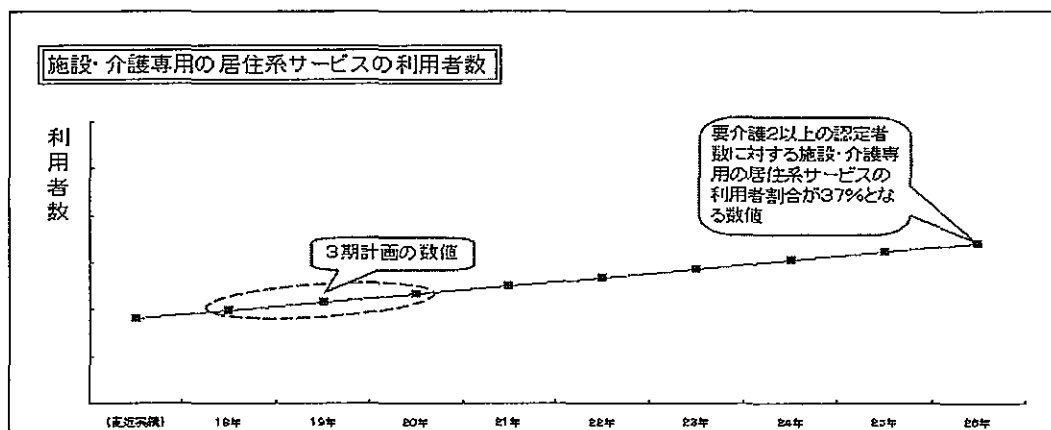


(1) 基本的な考え方（参酌標準）

ア 平成26年度における要介護認定者数に対する介護保険三施設、地域密着型介護老人福祉施設、認知症高齢者グループホーム及び介護専用型特定施設の利用者割合

平成26年度において、要介護2～5の認定者数に対する介護保険三施設、地域密着型介護老人福祉施設、認知症高齢者グループホーム及び介護専用型特定施設の利用者割合の合計を37%以下とすることを目標とする。

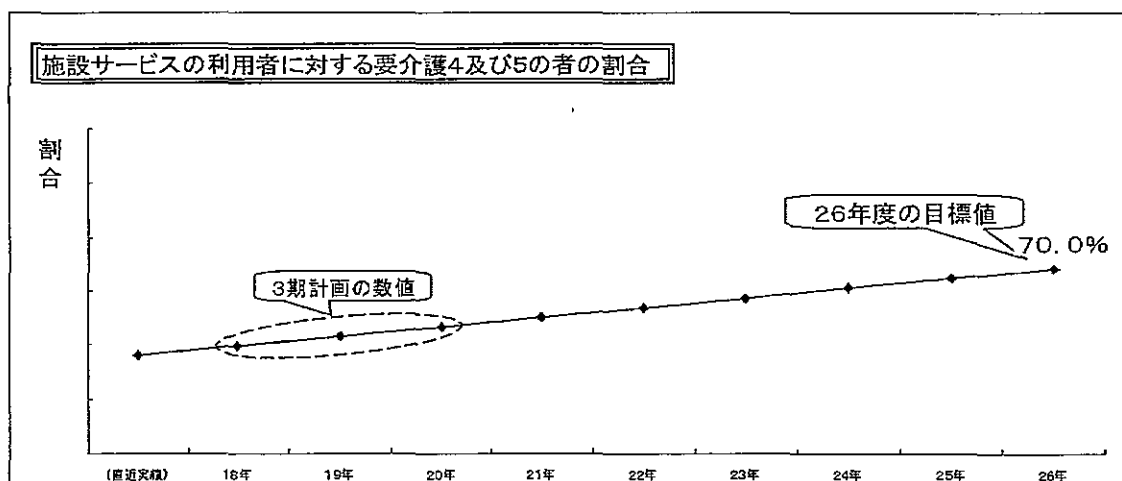
第3期事業計画期間（平成18～20年度）においては、市町村における直近の利用者数から、平成26年度の目標が達成されるよう、計画的に設定された数値を標準とし、地域の実情に応じて定める。



イ 平成26年度における介護保険三施設及び地域密着型介護老人福祉施設の利用者に係る重度者への重点化

平成26年度において、介護保険三施設及び地域密着型介護老人福祉施設の利用者数は、要介護2以上の者について見込むものとし、その利用者数の全体に対する要介護4及び5の者の割合を70%以上とすることを目標とする。

第3期事業計画期間（平成18～20年度）においては、市町村における現在の利用者の状況から目標値が達成されるよう、計画的に設定された数値を標準として、地域の実情に応じて定める。



(2) 推計の手順

① 平成26年度における施設・介護専用居住系サービス利用者数の設定

Iで推計した平成26年度における要介護2以上の者の人数に対して、平成26年度における介護保険三施設、地域密着型介護老人福祉施設、認知症高齢者グループホーム及び介護専用型特定施設の利用者数の合計の割合が37%以下となる目標値（利用者数）を設定

② 平成26年度における施設サービスと介護専用居住系サービスの利用者数の設定

①で設定した目標値（利用者数）の範囲内で、平成26年度における施設サービス（介護保険三施設及び地域密着型介護老人福祉施設をいう。）と介護専用居住系サービス（認知症高齢者グループホーム及び介護専用型特定施設をいう。）の目標値（利用者数）を設定

③ 第3期事業計画期間における各サービス別利用者数の推計

現在の利用者数から②で設定された目標値（利用者数）が達成されるよう、計画的に設定された数値を標準とし、地域の実情に応じて、第3期事業計画期間（平成18～20年度）における各サービス別利用者数を定める。

④ 平成26年度における介護保険三施設及び地域密着型介護老人福祉施設の要介護4及び5の利用者数の設定

②で設定する平成26年度の介護保険三施設及び地域密着型介護老人福祉施設の利用者数の合計は、要介護2以上の者について見込むものとし、その利用者数全体に対する要介護4及び5の者の割合を70%以上とする目標値（要介護4及び5の利用者数）を設定

⑤ 第3期事業計画期間におけるサービスごとの介護保険三施設及び地域密着型介護老人福祉施設の要介護4及び5の利用者数の推計

現在の要介護4及び5の利用者数から④で設定された目標が達成されるよう、計画的に設定された数値を標準とし、地域の実情に応じて、第3期事業計画期間（平成18～20年度）におけるサービスごとの介護保険3施設及び地域密着型介護老人福祉施設の要介護4及び5の利用者数を定める。

⑥ 第3期事業計画期間における介護専用型以外の特定施設利用者数の推計

現行の要介護2以上の特定施設入所者生活介護の利用者数を勘案して、市町村としての政策判断により、③で推計した介護専用型特定施設の利用者数（介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者数）を踏まえた、介護専用型以外の特定施設の利用者数（介護専用型以外の特定施設における特定施設入居者生活介護の利用者数）の見込みを推計する。

【施設利用の将来イメージ】

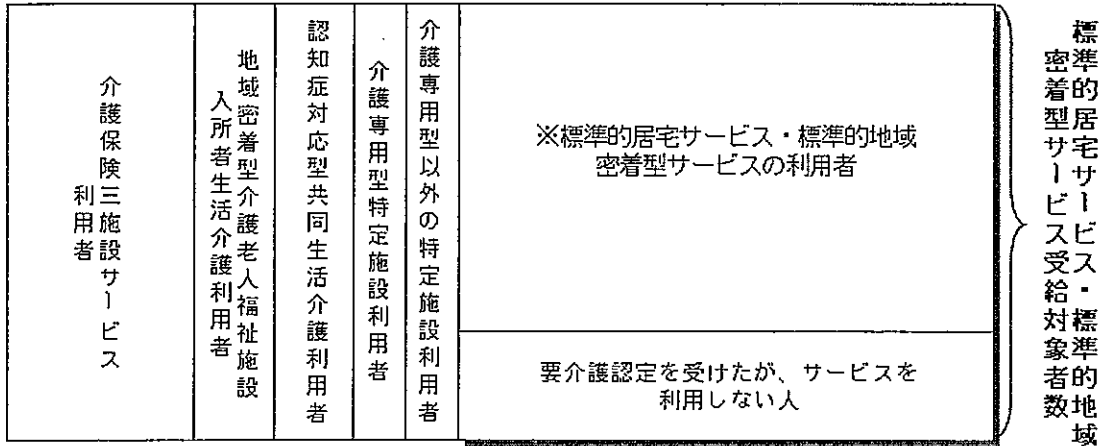
区分	現在の利用者数	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成25年度	平成26年度
要介護2～5の認定者数 (介護予防後)							あ
要介護2～5の認定者に対する ※介護保険3施設+GH、介護専用型特 定施設の利用者の割合							37%以下
※介護保険3施設入所者数+GH、介 護専用型特定施設の利用者数			③				① あ × 37%以下
※介護保険3施設の利用者数							② い
うち指定介護老人福祉施設							
うち地域密着型介護老人福祉施設			③				
うち介護老人保健施設							
うち介護療養型医療施設							
※介護保険3施設利用者に対する要 介護4以上の者の割合							70%以上
※介護保険3施設利用者のうち 要介護4及び5の利用者数							④ い × 70%以上
うち指定介護老人福祉施設							
うち地域密着型介護老人福祉施設			⑤				
うち介護老人保健施設							
うち介護療養型医療施設							
GH、介護専用の居住系 サービス利用者数							② う
うち認知症高齢者GH			③				
うち介護専用型特定施設							
介護専用型以外の特定施設							⑥

両方を足して、
あ × 37%以下
になるように、各市町村にあ
いて設定。

※介護保険3施設には地域密着型介護老人福祉施設を含む。

2. 標準的居宅サービス・標準的地域密着型サービス受給対象者数の算定

平成18～20年度に、要介護者のうち施設・居住系サービスを利用しない人数を要介護度別に算定する。



※ 標準的居宅サービスとは、訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・居宅療養管理指導・短期入所生活介護・短期入所療養介護・福祉用具貸与をいう。
標準的地域密着型サービスとは、夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護をいう。

各年度の要介護1～5の居宅サービス・地域密着型サービス（居住系サービスを除く。）対象者数
= 標準的居宅サービス・標準的地域密着型サービス受給対象者数

$$\begin{aligned}
 &= \text{各年度の要介護1～5の認定者数（介護予防後）} \\
 &- \text{各年度の要介護1～5の介護保険三施設サービス利用者数} \\
 &- \text{各年度の要介護1～5の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用者数} \\
 &- \text{各年度の要介護1～5の認知症対応型共同生活介護利用者数} \\
 &- \text{各年度の要介護1～5の特定施設入居者生活介護利用者数（介護専用型特定施設+介護専用型以外の特定施設）} \\
 &- \text{各年度の要介護1～5の地域密着型特定施設入居者生活介護利用者数}
 \end{aligned}$$

(1) 標準的居宅サービス・標準的地域密着型サービス受給対象者数

施設・居住系サービスを利用しない要介護者であって、標準的居宅サービス・標準的地域密着型サービスのうちいずれか1種類以上のサービスを受給する可能性があるものの人数をいう。

(2) 標準的居宅サービス・標準的地域密着型サービス受給対象者数の推計

Iで推計した各年度の要介護認定者数（介護予防後）から要介護度ごとに、IIの1.で推計した介護保険三施設サービス利用者数、地域密着型介護老人福

(3) 標準的居宅サービス等受給者数の推計

① 標準的居宅サービス等受給率の設定

過去の実績（例：16年度実績）の要介護1～5の標準的居宅サービス受給率及び地域密着型サービスの利用などによる受給率の増加見込み等を踏まえ、市町村の政策判断により、適切な標準的居宅サービス等受給率を設定する。

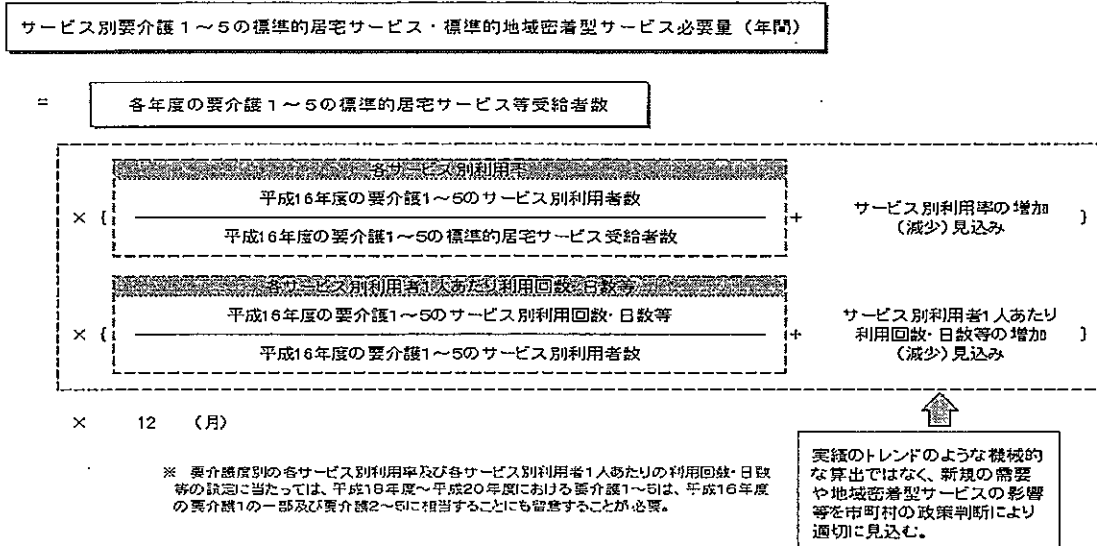
$$\frac{\text{平成16年度の要介護1～5の標準的居宅サービス受給率}}{\text{平成16年度の要介護1～5の標準的居宅サービス受給者数}} = \frac{\text{平成16年度の標準的居宅サービス受給対象者数}}{\text{平成16年度の要介護1～5の認定者数} - \text{平成16年度の要介護1～5の施設・居住系サービス利用者数}}$$

② 標準的居宅サービス等受給者数の推計

①で設定した標準的居宅サービス等受給率を2.で推計した各年度の標準的居宅サービス・標準的地域密着型サービス受給対象者数に乗じて得た人数を、各年度の標準的居宅サービス等利用者数として推計する。

4. サービス別標準的居宅サービス・標準的地域密着型サービスの必要量（年間）の推計

平成18～20年度における標準的居宅サービス・標準的地域密着型サービスの必要量（年間）を要介護度別・サービス別に推計する。



(1) サービス別利用率及びサービス別利用者一人あたり利用回数

ア サービス別利用率

標準的居宅サービス等受給者が特定の種類のサービスを利用する割合をいう。

イ サービス別利用者1人あたり利用回数・日数等

特定の種類のサービスの1か月あたりの利用回数・日数等を1か月あたりのサービス別利用者数で除して得た利用回数・日数等をいう。

(2) 標準的地域密着型サービスのサービス別利用率及びサービス別利用者一人あたり利用回数の考え方

標準的地域密着型サービスのサービス別利用率及びサービス別利用者1人あたりの回数の設定において、小規模多機能型居宅介護のように新しいサービス類型については、市町村の政策判断で設定することとなるが、認知症対応型通

所介護や夜間対応型訪問介護のように、過去の実績はないものの、それに類似したサービスの過去の実績（例：平成16年度）があるものについては、その実績を踏まえ、市町村の政策判断により、設定することとなる。

（3）標準的地域密着型サービスの必要量（年間）の推計

① 標準的地域密着型サービスのサービス別利用率及びサービス別利用者一人あたり利用回数の設定

標準的地域密着型サービスのサービス別利用率は、次のサービスごとに記載された1か月あたりのサービス別利用者数を、平成16年度の1か月あたりの標準的居宅サービス受給者数で除して得たものを設定する。

また、標準的地域密着型サービスのサービス別利用者1人あたり利用回数は、次のサービスごとに記載された利用回数をサービス別利用者数で除して得たものを設定する。

サービス	1か月あたりのサービス別利用者数及び利用回数
認知症対応型通所介護	平成16年度の1か月あたりの要介護1～5の通所介護のうち「認知症専用単独型通所介護」及び「認知症専用併設型通所介護」のサービス別利用者数及びその利用回数を基に新規に見込まれる需要等を勘案したもの
夜間対応型訪問介護	平成16年度の1か月あたりの要介護1～5の訪問介護のうち、早朝・夜間加算・深夜加算のサービス別利用者数及びその利用回数を基に新規に見込まれる需要等を勘案したもの
小規模多機能型居宅介護	市町村の政策判断により、新規に見込まれるサービス別利用者数及び利用回数

② 標準的地域密着型サービスの必要量（年間）の推計

3. で推計した標準的居宅サービス等受給者数に、①で算出したサービス別利用率及びサービス別利用者1人あたりの利用回数に乗じて得たものを1か月あたりの標準的地域密着型サービスの必要量として、12（月）に乗じて各年度に必要な量を見込む。

（4）標準的居宅サービスのサービス別利用率及びサービス別利用者1人あたり利用回数・日数等の考え方

標準的居宅サービスのサービス別利用率及びサービス別利用者1人あたりの回数の設定については、過去の実績（例：平成16年度）のサービス別利用者数及び利用回数・日数等に基づき設定することとなるが、地域密着型サービスの創設等により、その利用による居宅サービスへの影響を見込む必要があることから、過去の実績（例：平成16年度）にその影響分を加味して、市町村の判断により、設定することとなる。

（5）標準的居宅サービスの必要量（年間）の推計

① サービス別利用率の設定

標準的居宅サービスのサービス別利用率については、平成16年度の1か月あたりの要介護1～5の標準的居宅サービスのサービス別利用者数を、1か月あたりの標準的居宅サービス受給者数で除して得たものに基づき設定するが、地域密着型サービスの創設等により、サービス利用に影響があると思われるサービスについては、サービス別利用者数を適切な人数に調整したうえで、市町村の政策判断により、サービス別利用率を設定することが必要となる。

② サービス別利用者1人あたりの利用回数・日数等の設定

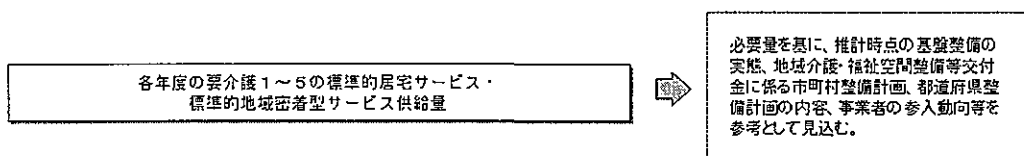
標準的居宅サービスのサービス別利用者1人あたりの利用回数・日数等については、①で用いた要介護1～5のサービス別利用者数で、平成16年度の1か月あたりの要介護1～5の利用回数・日数等を除して得たものに基づき設定するが、地域密着型サービスの創設等により、サービス利用回数・日数等に影響があると思われるサービスについては、サービス利用回数・日数等を適切なものに調整したうえで、サービス別利用者1人あたりの利用回数・日数等を、市町村の政策判断により、設定することが必要となる。

② 標準的サービスの必要量（年間）の推計

3.で推計した標準的居宅サービス等受給者数に、①で算出したサービス別利用率及びサービス別利用者1人あたりの利用回数・日数等を乗じて得た回数・日数等を1月あたりの標準的居宅サービスの必要量として、12（月）を乗じて各年度に必要な量を見込む。

5. 供給量（年間）の推計

平成18～20年度における標準的居宅サービス・標準的地域密着型サービスの供給量（年間）を要介護度別・サービス別に推計する。



IIで見込まれる必要量に、地域のサービス基盤等を勘案して、市町村の政策判断により、サービス見込み量（供給量）を定める。

特に、小規模多機能型居宅介護については、事業者の参入動向等を踏まえ、適切に見込むこと。